



平成 30年6月7日

各 位

会 社 名 東亜道路工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 森下 協一
(コード番号 1882 東証第 1 部)
問合せ先 総務部長 大川 努
(TEL. 03 - 3405 - 1811)

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、東京都、東京港埠頭株式会社及び成田国際空港株式会社が発注する舗装工事の受注に関する独占禁止法違反行為により、本日付にて、国土交通省関東地方整備局から、下記のとおり建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業停止処分を受けましたので、お知らせいたします。

本件に関し、株主の皆様やお取引先をはじめ関係各位に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心からお詫び申し上げます。

当社といたしましては、この度の処分を厳粛かつ真摯に受け止め、今後より一層、法令遵守の徹底に取り組み、早期の信頼回復に努めてまいります。

記

1. 停止を命じられた営業の範囲

全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事又は民間工事に係るもの

2. 営業停止期間

平成 30 年 6 月 22 日から平成 30 年 7 月 21 日までの 30 日間

3. 業績に与える影響

業績への影響につきましては、今後の状況等に応じて適時に開示してまいります。

以 上